

RSPO

サプライチェーン

認証システム

認定機関及び認証機関用

2014年11月21日理事会承認

2017年6月14日改訂

文書名： RSPO サプライチェーン認証システム

文書コード： RSPO-PRO-T05-002 V1.1 JPN

適用範囲： 国際

文書種類： 認証システム

認可／承認日： 2017年7月14日理事会により

問い合わせ： certification@rspo.org

目次

1. 序文	4
2. 定義	6
3. 認証規格	11
4. 認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視のためのモデル.....	12
5. RSPO サプライチェーン認証システムの認証プロセス要求事項	15
付属文書 1：サプライチェーン監査報告	23
付属文書 2：マルチサイト認証	25
付属文書 3：グループ認証	27
付属文書 4：認証書 - ひな形.....	30
付属文書 5：サプライチェーン産出高スキーム	32
付属文書 6：帳簿ベース主張（BC）監査プロセス要求事項.....	35

1. 序文

「持続可能なパーム油のための円卓会議」（以下「RSPO」と称す）は、持続可能なアブラヤシ製品に関する多様な関係者から構成される国際的取り組みです。RSPOの会員及びその活動への参加団体は、大農園企業、アブラヤシ製品の製造業者と販売業者、環境NGOや社会NGO等、バックグラウンドが多様で、またアブラヤシ製品を生産あるいは使用している多くの国から参加しています。RSPOの主たる目的は、「サプライチェーン内の協力とその利害関係者との開かれた対話を通じて持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。

RSPOがその目的達成のために用いる方法には以下が含まれます：

- 持続可能なアブラヤシ生産の認証規格及び責任あるアブラヤシ生産を検証するための関連モデルの開発。「RSPO 持続可能なアブラヤシ生産規格」は、一連の「原則」「基準」「指標」「ガイダンス」として提示されており、持続可能な生産慣行を実行しようとしているアブラヤシ生産者及び現地で検証にあたる認証機関が使用するものとして考案されています。
- 「RSPO サプライチェーン認証規格」の開発。本文書は、材料の流れと関連主張を含め、サプライチェーンにおけるRSPO認証アブラヤシ製品の、制御に関する要求事項を定めています。
- 「RSPO サプライチェーン認証規格」は、一連の監査可能な要求事項として提示されています。この要求事項は、パームのバリューチェーン上の団体が、RSPO認証アブラヤシ製品の制御のため実施中のシステムを明示するために用いられるものとして、設計されています。下流に位置するRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPO サプライチェーン認証規格」及び「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に忠実に従い、RSPO認定認証機関による第三者検証を受けている場合、RSPO認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できます。

本文書の目的は以下の通りです：

- 全認証機関が一貫性と統制のとれた方法で業務を行えるよう、「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証が可能となる、一貫した方法論での最小限の要求事項を定める
- 「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証の交付が、長期的継続性と一貫性をもって行われることを確実に保証すべく設計された文書類を、提供する
- RSPO認証アブラヤシ製品の生産、調達及び使用に関するRSPO会員の主張が、真正であることを保証する

本文書は、認証規格を定義した「RSPO サプライチェーン認証規格」に類似しています。本文書は五年を超えない間隔で見直されるものとします。

1.1 認証スキームの要素

認証スキームは、通常三つの主要な要素から構成されます：

- 認証規格。満たされるものとする要求事項を定めたもので、認証監査はこれに照らして行われます。RSPO 生産・流通・加工過程の管理規格は「RSPO サプライチェーン認証規格」文書に詳細があります。
- 認定要求事項。認証監査及び査察監査を請け負う団体にその能力があり、信憑性と一貫性ある結果を残せることを保証するための、許可の仕組みです。RSPO 認定要求事項は本文書の第 4 章に詳細があります。
- 認証プロセス要求事項。一連の要求事項（すなわち規格）が満たされているかどうかを定めるプロセスで、通常は認証機関により遂行されます。RSPO サプライチェーン認証プロセス要求事項は、本文書の第 5 章に詳細があります。

1.2 範囲

本文書は、同一性保持型（IP）、分離型（SG）、物量収支型（MB）及び帳簿ベース主張（BC）サプライチェーンモデル用認証システムを詳述しています：

- 認証機関が、監査を請け負う能力及び「RSPO サプライチェーン認証規格」への適合認証書を発行する能力があるものとして認定されるための、要求事項（認定要求事項）
- そのような認証機関によって認証が遂行される際の、取られるものとする方法（認証プロセス要求事項）

2. 定義

<p>RSPO IT プラットフォーム</p>	<p>搾油工場から精製工場の部分も含めサプライチェーン全体にわたって RSPO 認証パーム油、パーム核油、留分及びパーム脂肪酸 (PFAD)、パーム核脂肪酸留出物 (PKFAD) 及びパーム核エクスペラーを追跡するための、ウェブベースシステム。対象となるサプライチェーンモデルは、物量収支型 (MB)、分離型 (SG) 及び/又は同一性保持型 (IP)</p> <p>この IT プラットフォームは、又、帳簿ベース主張型 (BC) での、RSPO クレジットの取引を可能にするものである。</p>
<p>RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則</p>	<p>RSPO 認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関連するコミュニケーションと主張の利用規則</p>
<p>RSPO 認証の持続可能なパーム油 (RSPO CSPO)</p>	<p>「RSPO 認証システム」文書に詳述の基準に合致したものとして、RSPO 認定認証機関による「RSPO 原則と基準」に照らした認証した搾油工場及びその供給元で生産されるパーム油。</p>
<p>アブラヤシ果房 (FFB)</p>	<p>アブラヤシ農園/農場で収穫された時点のパーム果実の房</p>
<p>アブラヤシ製品</p>	<p>果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品。文脈により、本文書内の「アブラヤシ製品」はヤシ殻、パーム核、パーム核エクスペラー、パーム核油 (PKO) 若しくはそこから派生製品、パーム脂肪酸留出物 (PFAD)、パーム核脂肪酸留出物 (PKFAD)、オレイン、ステアリン、又はその他パーム油及びパーム核油の分別からの派生物等の製品を指すことがある。</p>
<p>異議申し立て手続き</p>	<p>RSPO 異議申し立て制度は、RSPO とその会員に対する異議を、RSPO の性質、使命及び目標を反映するような方法で、取り扱うもの。RSPO ウェブサイトを参照 (www.rspo.org)</p>
<p>往査</p>	<p>RSPO 認定認証機関からの担当者 (チーム) による、恒常的な場所にある事業所への実際の訪問</p>
<p>加工助剤</p>	<p>a) 食品の加工中に食品に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から取り除かれる物質。</p> <p>b) 食品の加工中に食品に添加され、食品内に普通に存在する成分に変換され、かつ自然状態の食品でみられる分量から大きく増やすことはない物質。</p> <p>c) 食品加工の技術的又は機能的効果のため食品に添加されるが、最終的な食品には僅かなレベルで存在し、その食品には技術的又は機能的効果をもたない物質</p>

空売り	未受領の製品を供給する先渡し契約の締結
監査	「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項の遵守状況に対する第三者評価。認証プロセスの一環として RSPO 認定認証機関が実施する。
行動規範	「RSPO 行動規範」は RSPO 会員が遵守するものとする一連の要求事項。規範は RSPO ウェブサイトで参照可能 (www.rspo.org)
小売業者	消費者に最終製品を販売するビジネス又は人。他のビジネスに彼らのパーム由来製品を通常販売する卸売業者又はサプライヤーと対をなす。それ以上の修正が加わらない最終製品の小売業者は、サプライチェーン認証が不要である。
最終製品	最終消費者への販売に先立ち、それ以上の再包装や加工は行われない製品
最終製品製造業者	消費又は何かしらの方法で最終使用されるために考案され意図された製品の製造に、アブラヤシ製品を用いる製造業者／加工業者。製品の再包装や加工は、それ以降は行われない。例えば、独自ブランド製品を自社で製造している小売業者、消費財製造業者、バイオ燃料生産者、飼料製品製造業者。最終製品の卸売業者や流通業者は、製品に変更が一切追加して行われない場合、サプライチェーン認証は不要。
サプライチェーン	農業原材料が第一次生産者から最終製品の製造業者に渡されるまでの一連の工程／手順（すなわちパーム油の栽培、パーム油の搾油、貯蔵、輸送、精製、製造、最終製品等）
サプライチェーングループ認証	RSPO サプライチェーン認証の選択肢の一つで、認証の直接経費をグループ参加資格のあるメンバー間で分担する。
サプライチェーン認証システム	下流に位置する、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPO サプライチェーン認証システム」に忠実に従い、RSPO 認定認証機関によって第三者検証を受けている場合、RSPO 認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できる
サプライヤー（又は販売者）	サプライチェーンの手前にいる商業主体。バイヤー（又は顧客）はサプライチェーンの次の商業主体
事業所	ある団体組織の一つの機能ユニット又はある一か所に位置する複数のユニットの組み合わせ。他のユニットとは地理的に区別可能
持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）	世界のパーム油生産と使用の持続可能性を改善するために活動している非営利のスイス籍財団

主張	ある製品又は製品グループに認証された持続可能なアブラヤシ製品が使用されていることに関する、あらゆるコミュニケーション。コミュニケーションの対象となる利害関係者や方式は問わない。
受け取り	団体の制御下にある事業所（外部委託業者を含む）でのRSPO 認証製品の受領
所有者	物品／工場／建物等の実際の所有権を有する人又は主体
申請者（又は依頼人）	認証を希望又は保有している事業体
精製工場	油脂及び油をより価値の高い油脂及び油に加工する生産事業所
粗パーム油（CPO）	搾油工場でアブラヤシ果房（FFB）から製造される第一段階のパーム油
粗パーム油搾油工場（CPO Mill）	特定の農園と法的関係を有する搾油工場。親会社又は兄弟会社経由も含まれる。
帳簿ベース主張（BC）	サプライチェーン上の RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の生産を RSPO クレジットの販売を通じて支援するモデル。－（1）RSPO クレジットは RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品－（1）トンを表す。オレオケミカルに関しては、「RSPO オレオケミカル及びその派生物の物理的遷移に関する規則」を用いるものとする(www.rspo.org)。付属文書 6 「帳簿ベース主張（BC）」参照
同一性保持型パーム油（IP）	同一性保持型（IP）サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品の身元が、RSPO 認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、確実に保証する
独立系搾油工場	いかなる特定の農園にも属せず、法的関係性も持たずに操業している搾油工場。農園の親会社や兄弟会社を通じた関係もない。
トレーダー	RSPO 認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、アブラヤシ製品と、派生物の法的所有権を有し、及び／又はアブラヤシ製品実物の取り扱いを伴わない先物の売買を行う者。
内部統制システム（ICS）	手順と工程の文書化された一式で、サプライチェーン認証システムの運用方法を定義し、記録保管を保証し、内部監査を記録し、責任を説明するもの。どの規格があてはまるかを定義し、一連の手順と制裁に従って違反が取り扱われることを保証するもの。
認証機関（CB）	「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らして認証監査を行う、RSPO 用認定機関から認定された第三者機関

認証書	会員が「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項を遵守している時に、ある RSPO 認定 CB により発行される文書。認証書の有効期間は五年間で、RSPOIT プラットフォーム上のライセンスを申し込む手段を提供する。
認証単位	RSPO 認証アブラヤシ製品の法的所有権を有し、物理的に取り扱っている（貯蔵タンクへの受領を含む）全業者は RSPO サプライチェーン認証を受ける必要がある。本要求事項は、最終製品製造業者に至るまで、また最終製品製造業者を含め、適用される。
認定機関 (AB)	RSPO 認証機関を <i>ISO/IEC Guide 17065:2012</i> の要求事項に照らして監査する責任を負う団体。当該団体は「国際認定フォーラム (IAF)」若しくは「国際相互承認協定 (MLA)」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL)」の正会員であるものとする。
年間総量	RSPO 認証アブラヤシ製品中に含有されているパーム油／パーム核油推計量（カテゴリーは分ける）の顧客側記録を CB が確認するため。この記録は、十二か月間の購入総量（投入）と主張総量（産出）から構成されるものとする。
バイヤー	サプライチェーン上の次の商業主体。サプライヤー（又は販売者）がサプライチェーン上の手前の商業主体となる。
発送	ある団体から他の団体への所有権名義変更
バルキングステーション	アブラヤシ製品の間蔵施設
範囲	その団体組織のサプライチェーン認証で対象となる業務
非認証搾油工場	RSPO 認定認証機関から認証を受けていない搾油工場
微量使用者	年間 1000kg 未満のごく少量のパーム油を使用している団体
物理的取り扱い	受領、貯蔵及び発送の間にリスクを伴う活動、又は製品が物理的変化、再包装又はラベルの貼り替えを受けるところの活動
物量収支型 (MB)	認証を受けた主張が、あるアブラヤシ製品から他の製品へ移転することを可能とするサプライチェーンモデル。この移転は、厳密に制御された環境のもと、物理的ブレンドあるいは管理上で行われる。
分離型 (SG)	分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品が、RSPO 供給源からのみ来ていることを確実に保証する
法的所有者	ある不動産に対し、法的強制力のある主張又は資格を有し、そのようなものとして法律でも認められている主体

<p>マルチサイト認証</p>	<p>契約上の繋がりがあり、定義された本部があり、最低二か所の事業所から構成される、事業所グループ向け認証選択肢。事業所として該当しうるのは、精製工場、核油圧搾工場又は加工工場等のグループ。本部のもとに集結し、一つの内部統制システム（ICS）で管理される。加工も行っている本部は、本部兼参加事業所としてカウントされる。</p>
<p>ライセンス</p>	<p>認証書所持者が最初の監査又は認証更新監査又は五年間の認証書有効期間内の査察監査のいずれかを通過した時、RSPOITプラットフォーム上でRSPOのCBから提出される年間申請。RSPO事務局からの承認が下り次第、認証書所持者は取引を実行し取引を記録することがライセンスにより可能となる。一つのライセンスは一年間有効であり、監査の都度更新される必要がある。</p>
<p>リモート監査</p>	<p>CBが顧客とのやり取りで情報及び電子的証拠収集を行う監査プロセスで、実際に現場に向かう必要が全くない。</p>
<p>流通業者</p>	<p>RSPO認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、法的所有権を有し、製品の保管と顧客に対する販売を行うが、いかなる段階においてもこれら製品の開梱、再包装又はラベルの貼り替えをしない者。流通業者は、最終製品にいかなる変更を加えることなく物理的に製品を取り扱うことが認められており、従ってサプライチェーン認証は不要である。</p>

3. 認証規格

RSPO 認証規格は以下の通りです。

3.1 アブラヤシ製品の持続可能な生産

3.1.1 持続可能なアブラヤシ製品の生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、「持続可能なパーム油生産に関する RSPO 原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンスを適用することで、もたらされます。これは「持続可能なパーム油生産に関する RSPO 原則と基準 指標とガイダンス付き」文書（www.rspo.org に掲載）（以下、まとめて「RSPO 原則と基準」又は「RSPO P&C」とする）に詳述の通りです。

アブラヤシの管理に、RSPO 原則と基準の全てが適用されます。アブラヤシ農園とそれに付随する搾油工場に、全ての関連する RSPO 原則と基準が適用されます。独立系搾油工場は「RSPO サプライチェーン認証規格」の要求事項に照らして認証されるものとします。

3.1.2 利用可能な場合は、国際的な指標とガイダンスの国別解釈に従うものとします。公式解釈であると主張するあらゆる国別の指標とガイダンスの、特に現地の法的文脈における品質を全体的に管理するため、国別解釈は RSPO 理事会（BoG）から承認又は認知されるものとします。

3.2 持続可能なアブラヤシ製品のためのサプライチェーン要求事項

3.2.1 アブラヤシ製品は、アブラヤシ農園と最終製品の間で生産と物流の数多くの段階を経ていることがあります。アブラヤシ製品のあらゆる個別バッチが、RSPO が認めている四つのサプライチェーンモデルの内の一つを通じて取引可能です。：

- 同一性保持型（IP）
- 分離型（SG）
- 物量収支型（MB）
- 帳簿ベース主張型（BC）

3.2.2 上記の上から三つのモデル、すなわち同一性保持型（IP）、分離型（SG）及び物量収支型（MB）では、「RSPO サプライチェーン認証規格」に定義の通り、搾油工場から認証最終製品に至るまでの、サプライチェーン制御が要求されます。生産者以外で十二か月間にわたり 500RSPO クレジット以上を主張する、帳簿ベース主張型（BC）モデルの利用者は、本文書付属文書 6「帳簿ベース主張監査プロセス要求事項」で掲げられている、RSPO 帳簿ベース主張（BC）モデルの利用に関する規則を遵守していることを示す必要があります。

本文書は「RSPO サプライチェーン認証規格」に照らして評価（Assess）する認証要求事項を詳述しています。

4. 認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視のためのモデル

4.1 認定概説

4.1.1 「RSPO サプライチェーン認証規格」に照らした認証監査サービスの提供を希望するあらゆる認証機関（CB）は、RSPO の代理として業務を行う認定機関（AB）による、固有の認定を受けるものとします。個人が認証機関としての認定を受けることはできません。

4.1.2 RSPO SCC 用 CB 認定は、「RSPO サプライチェーン認証システム文書」を参照するものとします。

4.1.3 RSPO は、「RSPO 原則と基準」に照らした認証の認定を受けた全 CB が、監査チームメンバーの一人が SCC 主任監査員研修コースに合格していることを前提として、「RSPO サプライチェーン規格」の CPO 搾油工場にのみ適用される要求事項に照らしたサプライチェーン監査も請け負える条項を設けました。その目的は、P&C 認証の事業所訪問時に、CPO 搾油工場のサプライチェーン要求事項監査も同時に実施できるようにすることにあります。

固定した供給元を持たず、従って P&C 監査の一部に含まれない独立系搾油工場には、これは適用されません。独立系搾油工場は、サプライチェーン規格に照らした監査を受けるものとし、サプライチェーン認証書が必要です。このような場合、SCC 規格に照らした認証を認定されている CB が、サプライチェーン監査を実施するものとします。独立系及び統合型パーム核圧搾工場は、P&C 認証ユニットの一部とはならず、SCC 認定 CB による単独の SCC 規格認証が要請されるものとします。パーム核圧搾プラントは P&C 認証の一部とはならず、SCC 認定 CB による単独のサプライチェーン監査と認証書が必要なものとします。

4.1.4 RSPO 事務局及び AB の双方は、認定認証機関一覧表をそれぞれのウェブサイトで公表します。(www.rspo.org)

4.2 認定機関(AB) 要求事項

4.2.1 あらゆる認定機関は、「ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」の最新改訂版の要求事項に従って業務を行うものとします。これは「国際認定フォーラム（IAF）」若しくは「国際相互承認協定（MLA）」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合（ISEAL）」の正会員であることにより明示されるものとします。

4.2.2 AB は、CB の認定状況の決定に責任を負うものとします。ここには認定申請、承諾、停止、取り消し、打ち切り、認証範囲の拡大と縮小が含まれます。

4.2.3 AB の文書化されたシステム及び手続きには、RSPO 固有の要求事項に関する CB の能力と実施状況を、毎年監視し見直すことが含まれるものとします。AB は、認定された CB に対する SCC 証人及び遵守監査最終報告書を、自らのウェブサイトに掲載するものとします。

4.2.4 AB は、文書化されたシステムと手続きに従ってその認定プロセスを実行することを要求されます。これらシステムと手続きは、「ISO/IEC 17065:2012 適合性評

価値製品、プロセス及びサービスを認証する機関に対する要求事項 (ISO/IEC 17065)」、並びに本文書第5章に詳述のRSPO固有の要求事項の意図と要求事項に整合したやり方で、認定されたRSPO CBが業務を行っていることを保証するために設計されたものとしします。

- 4.2.5 ABの文書化されたシステムと手続きには、ある認定CBから別のCBにある団体の認証を移転させることに関する要求事項が含まれるものとしします。この要求事項は、「IAF/MD2:2007 認定されたマネジメントシステム認証の移転についてのIAF必須文書 (IAF MD2:2007)」と整合するものであり、また本文書3.5項に記載の通りです。
- 4.2.6 ABの規定システム及び手続き並びにあらゆる追加的RSPO要求事項に関するABの業務能力評価は、RSPO事務局により半年ごとに実施されます。
- 4.2.7 認定機関は、利害相反回避に関する書面による方針と手続きを保管し実施するものとしします。
- 4.2.8 ABには、認証機関 (CB) の業務能力と意思決定を主に取り扱う、係争処理部があります。
- 4.2.9 認証機関の能力、プロセス、認定監査の結果、又は実施に関し、RSPO利害関係者から認証機関への異議が寄せられた場合、RSPOは、ABにRSPO事務局へ通知することを要求します。認定機関は、異議を最新のISO/IEC 17011改訂版に従って取り扱うものとしします。認定機関が、その所定の時間枠内で異議の解消が出来なかった場合、RSPO事務局に知らせるものとしします。

4.3 認定の停止、取り消し、打ち切り

- 4.3.1 ABには、CBの認定の停止、取り消し又は打ち切りに関する所定の文書化された手続きがあるものとしします。
- 4.3.2 ABは、いかなるCBについても、認定の停止、取り消し又は打ち切りを24時間以内にRSPO事務局に知らせるものとしします。RSPO事務局は、RSPOウェブサイト上のお知らせを通じて二日以内にRSPO会員に通知します。停止処分となったCBは、年次査察監査の実施のみ許されますが、最初の認証審査、再認証審査又はその他RSPOのスキームにおけるいかなる検証も行うことは許可されません。また、自身のRSPO顧客に対し、停止の地位にあることを通知するものとしします。打ち切り処分となったCBは、打ち切り日以降、RSPOのスキームにおけるいかなる監査及び検証も行うことは認められません。
- 4.3.3 CBの認定が停止、取り消し、打ち切りとなった場合、当該CBが発行した認証書は全て次回査察日まで有効です。企業の次回査察日まで四か月を切っている時にCBの認定の停止、取り消し又は打ち切りが発生した場合、当該企業の認証書はRSPOから期限の三か月延長が与えられます。CBは、地位変更の14日以内に自社が担当するRSPO認証書所持者にその旨通知するものとし、他の認定CBへの認証移転に関するAB及びRSPOの要求事項を遵守するものとしします。取り消し、打ち切り又は停止日以前に監査が実施されたが認証プロセスが完了していない場合には、RSPO事務局がABと共にプロセスの継続について意思決定を下すことになり

ます。

4.4 認証機関用認定要求事項

- 4.4.1 認証機関は、その組織、システム、及び「RSPO サプライチェーン認証システム」の意図と要求事項に照らした監査実施手順の、全ての側面が、文書化された管理システムに取り入れられていること、及び、本文書第5章に詳細があるRSPO特有の要求事項の条項に適合していることの明示が求められます。
- 4.4.2 認証機関は、その組織、システム、及び「RSPO サプライチェーン認証システム」の意図と要求事項に照らした監査実施手順の、全ての側面が、「最新のISO/IEC17065改訂版の関連条項に適合していることの明示が求められます。
- 4.4.3 本文書の第4.3.1項及び第4.3.2項に詳細がある要求事項への適合は、認定に先立って評価 (Assess) され、その後は毎年監視されます。
- 4.4.4 CBは、認定の決定に係る認定機関要求事項を、遵守するものとします。

5. RSPO サプライチェーン認証システムの認証プロセス要求事項

本章は、「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証を求めている事業所に対し、認証機関（CB）が監査を実施する際に従うものとする、監査プロセスを規定しています。

5.1 監査チームの特定能力

- 5.1.1 「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした監査業務に、認定されたCBの名で関与している、ありとあらゆる人、下請け業者又はその他主体（例えば、正社員及び自由契約の監査人、専門家、コンサルタント等）が、あてはまるプロセス、手順及び文書に精通し、「RSPO サプライチェーン認証システム」全体の要求事項を遵守することを保証するため、認定されたCBは、法的段取りを含め、全条項を実施するものとします。
- 5.1.2 CBは、主任監査員の最低限の能力及び監査チームへの要求事項を定義するものとします。下記にあるRSPO サプライチェーン認証固有の要求事項を考慮した修正はありますが、少なくとも、最新のISO/IEC17065改訂版に定義された細目に、整合するものとします。
- 5.1.3 「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証監査用監査手順は、CBが「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項のすべてに対処するに十分なサプライチェーン専門知識を明らかに有していることを、義務付けるものとします。

主任監査員は、少なくとも以下を明示するものとします：

- ISO 9001 及び／又は ISO14001 及び／又は OHSAS18001 の各最新改訂版による主任監査員コース等、認定された主任監査員コースを修了
- RSPO 公認サプライチェーン主任監査員コース及び三年ごとの再教育コース修了。
- 依頼人及び依頼人に関連する利害関係者グループとの、口頭及び書面でのコミュニケーションに適した言語力。
- 同様の、又はこの認証プロセスに関して同等で、認証プロセスが同じように必要とされたサプライチェーンにおける、現地調査経験。
- 同様の認証スキーム（すなわち、生産履歴調査含む）における、資格を有した主任監査員による指導がついた、監査実務研修期間。異なる組織での監査を最低三か所無事完了させていること。

5.2 認証単位

- 5.2.1 「RSPO サプライチェーン認証規格」の「生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」は、法的所有権を有し、外部委託業者を含め自組織の制御下にある場所で、RSPO 認証アブラヤシ製品を物理的に取り扱っている、サプライチェーン上のあらゆる団体組織に適用されるものとします。最終製品製造業者以降は、さらなる認証要求事項はありません。
- 5.2.2 認証を求めているいかなる事業所も、最初の認証審査が実施できる少なくとも三か月前には操業状態にあるものとします。
- 5.2.3 サプライチェーン認証は事業所単位で行われるものとします。マルチサイト認証（付属文書2）又はグループ認証（付属文書3）は、特定の要求事項の下で可能です。
- 5.2.4 外部委託業者は、製品の物理的変換がある場合、又は、認証品と非認証品の交雑に至る無制御、非意図的もしくは偶発的交差汚染リスクがある場合、高リスクとみなされるものとします。

5.3 監査プロセス要求事項

依頼人の申請と契約

- 5.3.1 CB は、RSPO 要求事項に照らした認証を求めている又は保有しているあらゆる団体に、RSPO サプライチェーン認証と「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に関わる必要な情報が提供されることを、保証するものとします。見込み依頼人が RSPO に関し更に質問がある場合は、その質問は RSPO 事務局に向けるものとします。
- 5.3.2 CB は、いかなるサービス提供であれ、サービスを提供する前に、RSPO サプライチェーン規格に照らした認証を求めている又は保有している団体と、認証サービス契約書を締結し、あらゆる合意のあらゆる記録を保管するものとします。
- 契約書は、監査に関連する範囲、期間及び費用を特定し、CB と依頼人の契約上の権利と義務の概要を述べるものとします。ここには、依頼人が CB の監査プロセスに異議を唱える権利が含まれるものとし、この権利は CB の手順に収められているものとします。契約書は、秘密保持及び利害宣言についての関連条項を含むものとします。

監査計画

- 5.3.3 CB は、最新の ISO/IEC 17065 改訂版に定義されたガイドラインと整合する往査を計画するものとします。
- 5.3.4 CB は、可能かつ適切な場合は、RSPO サプライチェーン監査を他の往査（食品安全、品質等）と同時に行い、兼ね備えても構いません。
- 5.3.5 認証機関は、他の RSPO 認定 CB により「RSPO サプライチェーン認証システム」下で以前に発行された認証書を、認めるものとします。

認証監査

- 5.3.6 監査は、初回会議から開始するものとします。初回会議では、CB が、認証申請者に認証プロセスについて通知し、監査用諸設備に同意し、すべての関連文書の入手及び現場事業所への出入りと従業員への接近の権利を確認し、秘密保持と利害相反を説明し、最終会議の日程について同意するものとします。
- 5.3.7 CB は、全要素が「RSPO サプライチェーン認証規格」の要求事項を完全に満たしていることを保証するため、申請者の管理文書を再点検するものとします。当該認証機関は、認証を求めている又は保有している団体に対してのあらゆる争点又は懸念領域を、明瞭にするものとします。
- 5.3.8 認証監査は、認証を求めている又は保有している団体の、あらゆる文書化された方針と手順を含め、組織システム、経営システム及び運営システムが、「RSPO サプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を満たすのに十分であり、また適切に実施されているかどうか、再点検するものとします。
- 認証を求めている団体が、独立した第三者に業務を外注している場合、当該委託業者の監査の必要性を決定するため CB によるリスク査定が行われるものとします。外注した契約業者が RSPO 認証を保有していれば、その場合追加監査は不要です。
- 5.3.9 CB は、認証を求めている又は保有している団体が従事させている下請け業者によるすべての（RSPO SCC 規格に明記されている）外注業務が、「RSPO サプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を遵守しているか、検証するものとします。
- 5.3.10 認証監査は、認証されたアブラヤシ製品の受領、加工及び供給に関する RSPO サプライチェーン関連記録を再点検するものとします。
- 5.3.11 認証監査の終わりにあたり、CB は、依頼人の代表者との最終会議を開催するものとします。最終会議の間に、CB は以下を保証するものとします：
- 依頼人が彼らの RSPO サプライチェーン認証の書面による確認を受領し、有効期限日が記載された認証書を授与されるまでは、依頼人は認証されてはおらず、認証に関するいかなる主張も出来ないことを、依頼人に知らせる。
 - 依頼人は、否定的な認証決定に繋がりを、又は認証の決定が下される前に完了すべきさらなる措置が要求される、あらゆる不適格事項を含め、監査チームの発見事項の説明を受ける。RSPO サプライチェーン認証に関して発せられる不適格事項は全て重大である。
 - 最終会議の以下を含めた詳細記録が編集される：
 - － 会議参加者一覧
 - － 認証を求めている又は保有している団体に提供された情報の詳細な記述 及び

- 監査チームの発見事項及び CB の正式に任命された代表者による意思決定の、書面による記録。最終会議の記録は、主任監査員と、認証を求めている又は保有している団体の、関連する最上級経営責任者が、署名（電子署名を含む）するものとする。最終会議の記録が両社により署名された後は、追加的発見事項は一切交付されるべきでない。

マルチサイト及びグループ認証

- 5.3.12 マルチサイト及びグループ認証は、ある条件下で許可されています。マルチサイト認証監査を行う場合は、付属文書 2 の全規則が適用されます。グループ認証監査を行う場合は、付属文書 3 の全規則が適用されます。
- 5.3.13 マルチサイト又はグループの認証監査を行う時、依頼人の制御下にある全事業所が「RSPO サプライチェーン認証規格」及びその意図にかなうことを保証するのに適切な経営システムであるか、CB は決定するものとします。マルチサイト又はグループ認証は、以下の場合のみ授与されるものとします：
- 依頼人の経営システム管理下にある全事業所の「RSPO サプライチェーン認証規格」遵守を依頼人の経営システムが保証することを、経営システムとして明示している。 及び
 - 「RSPO サプライチェーン認証規格」遵守は、監査サンプルに含まれるすべての事業所で定められている。

結果

- 5.3.14 CB 又は監査人は、「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした監査プロセスについての監査報告書を、準備するものとします。（報告内容の最低限の要求事項については付属文書 1 を参照）
- 5.3.15 全ての不適合事項は、CB により認証が供与される前に、CB の納得がいくまで団体により対処されるものとします。不適合事項が最初の認証審査から三か月以内に満足に対処されない場合は、全面再監査が要求されるものとします。CB は、不適合事項の終了前に取られた是正措置及び／又は予防措置の有効性を、評価 (Assess) するものとします。
- 5.3.16 認証された依頼人の行為又は不作為から、サプライチェーンの明らかな断絶があり、アブラヤシ製品が RSPO 認証製品として不当に識別された状態で、出荷された又は出荷予定であることが、客観的証拠により判明した場合、CB は直ちに行動をとるものとし、RSPO サプライチェーン認証は状況への対処が取られるまで一時停止されるものとします。認証一時停止決定から二十四時間以内に、CB は RSPO 事務局に通知することが要求されます。
- 5.3.17 監査時に不適合事項が全く見られない場合、又は是正措置計画により指摘された不適合事項への満足いく対処がなされた場合、（再）認証が依頼人に推奨されるものとします。
- 5.3.18 認証が、有効な是正措置の欠落又は不満足な是正措置等を根拠として、一時停止

又は打ち切られた場合、当該事業所は、認証製品のあらゆる主張を取り消し又は停止日以降取りやめるものとし、彼らのサプライチェーン顧客に三営業日以内に通知するものとしします。

- 5.3.19 CB は、最後の不適合事項が決着してから十四日以内に、RSPO 事務局に監査報告書を送付するものとしします。

授与された認証

- 5.3.20 CB は、認証書ひな形（本文書付属書 4）に従ってサプライチェーン認証書を準備し、本文書付属書 1 に従って「サプライチェーン監査報告書」を作成するものとしします。

- 5.3.21 CB は、団体に認証書を交付次第、RSPO IT プラットフォームへサプライチェーン認証書の写し及び「サプライチェーン監査報告書」をアップロードしライセンスを申請することで、RSPO 事務局にこれらを送るものとしします。

- 5.3.22 RSPO 事務局は、RSPO ウェブサイトに七日間以内にサプライチェーン認証書をアップロードします。RSPO ウェブサイトを www.rspo.org 参照してください。

- 5.3.23 サプライチェーン認証書の有効期間は、年次査察を伴う五年間としします。

査察監査

- 5.3.24 CB は、最初の査察監査を認証書発行日から十二か月以内に実施するものとしします。ただし、認証書発行日から八か月经過するまでは行わないものとしします。それ以降の年次査察監査は、ライセンス満了日から十二か月以内に実施されるものとししますが、満了日から八か月经過するまでは行わないものとしします。

- 5.3.25 三か月を上限とした延長申請が RSPO 事務局により認められる場合があります。査察監査が要請されている時間枠内に実施されない場合、CB 自身の行為に起因するものでない限り、CB は、査察監査が行われ認証の決定が RSPO 事務局により承認されるまで認証が一時停止されることを、当該団体及び RSPO 事務局に通告するものとしします。その後査察監査は、停止日から六か月以内に実施されるものとしします。それが行われなければ、最初の認証審査を実施するものとしします。

- 5.3.26 査察監査は、認証を保有している団体の、あらゆる文書化された方針と手順を含め、組織システム、経営システム及び運営システムが、「RSPO サプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を満たすのに十分であり、また適切に実施されているかどうか、再点検するものとしします。

認証を保有している事業体が、独立した第三者に業務を外注している場合、当該委託業者の監査の必要性を決定するため CB によるリスク査定が行われるものとしします。外注した契約業者が RSPO 認証を保有している場合は、追加監査は不要です。5.3.27 査察監査は、認証されたアブラヤシ製品の受領、加工及び供給に関する RSPO サプライチェーン関連記録を再点検するものとしします。これらの記録は前回監査の日付まで遡って再点検するものとしします。

- 5.3.28 認証された団体の不適合性が認証後に指摘されることは深刻な事態であり、「RSPO サプライチェーン認証規格」の完全性が危機に立たされます。認証された

団体には、不適合事項への満足いく対処を取る期間として、最大で一か月が与えられます。CBは、取られた是正措置及び／又は予防措置の有効性を、提案された是正措置の提出から十四日以内に評価 (Assess)するものとします。不適合事項が最大一か月プラス十四日の時間枠内に満足に対処されない場合、認証書は一時停止され、続いて監査最終日から三か月を超えない、CBと顧客との間で設定した合意済みの時間枠内に不適合事項が対処されなければ、認証書は取り消されます。この場合は全面再監査が必要となるものとします。

- 5.3.29 サプライチェーン認証の継続性を維持するため、全面再監査は、認証の五年目に行われるものとします。
- 5.3.30 各監査時に、CBは、団体がRSPO会員の適正なカテゴリーに属しているかどうかを決定し、売り越しが一切発生していないことを確定させるため、当該企業の年間総量を検証するものとします。
- 5.3.31 搾油工場が関係する監査に関してのみ、CBは、ある事業所から過剰生産の見込みが伝えられた場合、量の確認のため中間訪問が必要かどうか、評価 (Assess)するものとします。
- 5.3.32 搾油工場が関係する監査に関してのみ、CBは、生産量が多くなることが正しいと確認された場合、RSPO ITプラットフォーム経由でRSPO事務局にその情報を提供するものとします。
- 5.3.33 搾油工場が関係する監査に関してのみ、生産不足が発生した場合、CBは、RSPO事務局に情報を提供するものとし、搾油工場は売り越し量がある場合にはRSPOクレジットの買い戻しにより埋め合わせるものとします。
- 5.3.34 パーム油「微量使用者」（年間1000kg未満のごく少量のアブラヤシ製品を使用している団体）は、CBの査察監査を受ける代わりにリモート監査を受けるものとします。最初の認証審査及び認証更新時の監査は通常通り行われるものとします。「RSPO サプライチェーン認証規格」付属文書3を参照してください。

5.4 認証機関の移転

- 5.4.1 新CBは、旧CBと公式に意思疎通を図るものとします。
- 5.4.2 あらゆる不適合事項の詳細を含め、前回監査の報告書が新CBに提供されるものとします。
- 5.4.3 CBの乗り換えは、すべての不適合事項が決着する、またはすべての金融上の義務が果たされるまでは、認められないものとします。
- 5.4.4 証拠書類の見直し後、新しい認証書が新CBから団体に発行されるものとし、前の認証満了日は維持されます。新認証書を発行次第、CBはRSPO ITプラットフォームへ新認証書をアップロードすることでRSPO事務局へ伝えるものとします。

5.5 証拠書類の公表

- 5.5.1 以下の文書は、請求により、CB及び／又はRSPO事務局から公表されるものとします（また、適用できるウェブサイトで入手可能なものとします）：

- RSPO サプライチェーン認証書 (RSPO 事務局)
- 異議、苦情及び訴えに関する認証機関の手順。解決メカニズムを含む (CB)
- 認証された団体の一覧。各認証の範囲の詳細、すなわちどの事業所及び／又は工程が承認されたかを含む (RSPO 事務局)

5.6 利害相反

- 5.6.1 利害相反を特定し管理する手順は、認証機関により設置される特定第三者委員会に関する条項を、組み込むものとします。第三者委員会は、少なくとも三名の外部委員から構成されるものとし、この点に関し CB の業績を正式に見直すため、最低年一回は CB の管理職者も同席した委員会を開催するものとします。
- 5.6.2 CB 及び監査チームの構成員は、利害相反にはないとみなされるよう、最低三年間、当該企業又は企業グループからの独立性を保ち続けるものとします。この文脈での独立とは、当該団体内の人たちといかなる家族／個人的関係を持たず、評価 (Assess) 対象の団体内若しくは団体により雇用されることがなく、認証又は検証業務以外にいかなるコンサルタント業務又はその他サービス提供を請け負わないことを意味します。
- 5.6.3 CB は、同一の主任監査員を同一団体の監査に連続して三年以上担当させないものとします。主任監査員が CB を移籍した場合を含みます。
- 5.6.4 CB は、RSPO 認証範囲に関する経営アドバイス又は技術的サポートを提供したあらゆる団体、又は中立性を脅かす何らかの関係性がある団体には、認証監査又は査察監査を、提供しないものとします。ただし、RSPO 公認の研修の提供はここには入りません。
- 5.6.5 利害相反委員会の議論、勧告及びそれに続く是正措置の記録は、最低五年間は保存するものとします。
- 5.6.6 CB が従事させているあらゆる人若しくは主体又は CB 自体は
- 「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証プロセスに従事するに先立ち、認証プロセスに影響を及ぼしうる、及び／又は利害相反を構成する可能性のある、ありとあらゆる利害を申告するものとします。
 - その独立性又は秘密保持に影響しかねないあらゆる周囲状況又は圧力を、CB の経営幹部に報告するものとします。CB の経営幹部は、RSPO 事務局及び CB が選んだ認定機関に、その種のいかなる報告も通知し、その種のいかなる報告も認証プロセスの認証報告書及び依頼人のファイルに入れることを、保証するものとします。
 - 同一依頼人の「RSPO サプライチェーン認証システム」に照らした認証に従事したことがないことを、CB が明示できる場合にのみ、依頼人へのサービスに従事するものとします。疑わしい事例は、当該依頼人に関する前に、RSPO 事務局と協議するものとします。

- 5.6.7 CB の手順は、全職員が、利害相反もしくは相反の可能性が明白になった時点で、全ての可能性ある及び実際の利害相反を書面により CB に開示する契約上の義務を、組み込むものとします。この職員には、認証の決定に寄与するコンサルタントのような下請け職員も含まれます。注：CB の中立性を脅かす関係性とは、所有権、ガバナンス、経営管理、職員、共有資源、金融、契約、マーケティングと販売手数料の支払い、又はその他新規依頼人紹介に関するあらゆる誘因等々に基づくものが考えられます（IAF の関係機関の定義を参照してください）。

5.7 異議苦情の仕組み

- 5.7.1 手順は、最新の *ISO/IEC17065* 改訂版に準拠し、あらゆる関係者が利用できる、認証された団体に関する異議、苦情及び訴えの仕組みを組み込んだものとします。

5.8 主張の制御

- 5.8.1 認証監査、査察監査手順及び帳簿ベース主張（BC）監査は、「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に詳述の通り、主張の制御に関する RSPO 要求事項の遵守を保証するための条項を組み込むものとします。複数のサプライチェーンモデルが並行して使用されている場合は、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の使用に関する主張の実例をチェックするものとします。

付属文書 1：サプライチェーン監査報告

A.1.1 内容要求事項

監査報告書は、複数文書の編纂でも構いません。CB は、サプライチェーン認証報告を準備する際、以下の最低限の内容要求事項を含めるものとします。この報告書は非公開としますが、独立系搾油工場の監査報告書は例外的に公開されるものとします。

認証された企業の詳細	認証を受けた団体の名称、RSPO 会員番号、並びに住所及び団体の認証を求めている又は保有している全事業所。ここには認証プロセスの監督責任がある経営代表者の連絡先詳細を含む。有る場合は、親会社の連絡先詳細も含む。
認証機関詳細	CB の認証書番号、認可日
要約	不適合事項、是正措置及び不適合事項の終了日を含む、報告書の要約。
認証書詳細	認証書番号、認証有効期限（開始日と終了日）、及び初回認証日
報告の背景	<p>a) 監査人：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査人氏名 ● 認証の意思決定に関与した CB の経営代表者氏名 <p>b) これまでの監査（当てはまる場合）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告と不適合事項を掲載した、これまでの認証監査とその結果の要約。 <p>c) 往査：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日付入り行程表 ● 視察した主要な品目及び事業所 ● 質問相手の氏名と属性
範囲	用いているサプライチェーンモデルを含めた、監査範囲の明確な記述。
事業体の経営システム詳細	「RSPO サプライチェーン認証システム」の遵守を保証する、組織システム、経営システム、及び運営システムの明確な記述
認証購入量と認証主張量	RSPO 認証アブラヤシ製品中のパーム油／パーム核油の推計量に基づく、その企業の確定年間総量記録、及び十二か月間にわたり購入（投入）され主張（産出）

	<p>された総量の更新された記録。</p> <p>RSPOIT プラットフォームを利用している団体については、取引記録が検証されなければならない。</p>
--	---

A.1.2 搾油工場用情報要求事項

公開される搾油工場監査報告書要約版は以下を表形式で含むものとします。

- 搾油工場の生産能力（FFB 加工という意味で）
- 認証されたアブラヤシ果房（FFB）の月次受領記録
- 直近のライセンス年における、認証 CSPO と認証 CSPK の量
- 直近のライセンス年における、実際に販売された認証 CSPO と認証 CSPK の量
- 直近のライセンス年における、その他のスキームで実際に販売された PO と PK の量
- 直近のライセンス年における、通常製品として実際に販売された PO と PK の量
- 新ライセンス年における認証 CSPO と認証 CSPK の量
- 認証モデル（IP 及び／又は MB）
- 認証ユニットの名称と場所
-
-

付属文書 2：マルチサイト認証

A.2.1 資格基準

- マルチサイト認証に含まれる全ての施設は、一つの本部に代表されるものとします。
- 本部は、認証に参加する事業所の資格に関し、明確な規則を文書化し実施するものとします。
- 全参加事業所は、本部と法的及び／又は契約関係にあるものとします。
- マルチサイト認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。

A.2.2 操業基準

- 中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）が、本部で使用され、監視されるものとします。
- 本部は、全参加事業所が RSPO サプライチェーン認証規格を遵守することを保証する、全面的責任を有した運営責任者を、任命するものとします。内部監査が全参加事業所に対し年次で行われるものとし、本部でその再点検と記録をするものとします。
- マルチサイト認証内の異なる事業体は、似た集まりにグループ化するものとします。主要な集まりは、共通の経営システムで操業するものとし、以下のように分類できます。
 - － 精製と混合
 - － パーム核圧搾施設
 - － 貯蔵と流通
 - － 加工（精製後の二次加工含む）
 - － 生産（最終製品の最終的製造）
 - －
- 各集まりから少なくとも一事業所が、監査サンプルに含まれるものとします。
- 本部機能の監査は年一回行われるものとします。

A.2.3 認証書

- 遵守の認証書は、認証機関（CB）による監査を完了し、当該システムへの完全な遵守を明示した団体に授与されるものとします。
- 認証書は、本部の名称で発行され、その他の全参加事業所は一覧で掲載されるものとします。

- 認証書の有効期間は五年間で、年次査察監査を受けるものとします。

A.2.4 サンプル監査の公式

認証監査

参加事業所の総数の平方根（小数点以下切り上げ） 足す本部

査察監査

参加事業所の総数の平方根掛ける係数値 0.6（小数点以下切り上げ） 足す本部

再認証監査

参加事業所の総数の平方根掛ける係数値 0.8（小数点以下切り上げ） 足す本部

A.2.5 範囲拡大

既存のマルチサイト認証に事業所を追加するには：

- 追加する参加事業所数の平方根（小数点以下切り上げ） 足す本部機能。
- 追加する事業所の内部監査を、マルチサイト認証への追加前に完了するものとします。
- マルチサイト範囲の拡大を既存の査察監査と兼ねる場合、既存の監査要求事項に加えるものとします。（すなわち、これら追加を説明するための追加的監査が必要となるものとします。）

A.2.6 一時停止／除外

ある一つの参加事業所で不適合事項があった場合、マルチサイト認証全体の一時停止に繋がります。本部には、その参加事業所をマルチサイト認証から自主的に除外する選択肢があります。

当該事業所を復帰させるには、範囲拡大の規則が適用となります。（上記 A.2.5 項「範囲拡大」を参照してください）

付属文書 3：グループ認証

A.3.1 資格基準

- グループ認証に含まれる全メンバーは、グループ責任者に代表されるものとします。
- グループ責任者は、認証書へのメンバー参加資格に関し、明確な規則を文書化し実施するものとします。
- 全グループメンバーは、グループ責任者と法的及び／又は契約関係にあるものとします。
- グループ認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。
- グループメンバーは以下とします：
 - － 別個の法人である
 - － アブラヤシ製品の年間使用量が 500 トンまで
- 微量使用者はグループ構成員の一部となることができます。
- パーム油搾油工場は、自身の供給元を持たず、年間 5000 トン未満のパーム油製品を生産している独立系パーム油搾油工場（したがってモジュール D 及び E が適用されない）を除き、グループに参加することはできません。

A.3.2 操業基準

- RSPO サプライチェーン認証システムは、グループ責任者により操業されるものとします。
- 中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）が、グループ責任者により使用され、監視されるものとします。
- グループ体は、グループ責任者を任命するものとします。グループ責任者は、全グループメンバーが RSPO サプライチェーン認証規格の要求事項を遵守することを保証するための全面的責任を有した、運営責任者です。内部監査がグループメンバーに対し年次で行われるものとし、グループ責任者によりその再点検と記録をするものとします。
- グループ認証内の異なる事業体は、似た集まりにグループ化するものとします。主要な集まりは、共通の経営システムで操業するものとし、以下のように分類できます。
 - － 精製と混合
 - － 輸送と流通
 - － 加工（精製後の二次加工含む）
 - － 生産（最終製品の最終的製造）

- 各集まりから少なくとも一事業所が、監査サンプルに含まれるものとします。
- グループ責任者の監査は年一回行われるものとします。

A.3.3 認証

- 遵守の認証書は、認証機関（CB）による監査を完了し、当該システムへの完全な遵守を明示したグループ体に授与されるものとします。
- 認証書は、グループ体の名称で発行され、その他全グループメンバーは一覧で掲載されるものとします。
- 認証書の有効期間は五年間で、年次査察監査を受けるものとします。

A.3.4 監査公式

最初のグループ責任者監査

申請があり次第、グループ責任者は、グループ制度を実効的に運営することが可能であること、及びグループ制度初年度の最大成長割合が CB とグループ責任者の間で定められていることを保証するために、監査を受けるものとします。

初年度中に、グループ責任者はグループメンバーへの内部監査を実施し、CBに提出します。それを受けて CB は、合意された最大数を上限として、新メンバーを認証書に追加します。

グループメンバーの初回監査

十二か月後、CBはグループ制度の監査要求事項を以下のように計算するものとします：

メンバー総数の平方根（小数点以下切り上げ） 足すグループ責任者監査

A.3.5 査察監査

初年度以降、グループは、年度開始時のメンバー数の最大二倍まで大きくなるものが許されます。二年目の終わり、又は最大増加数に達した時、次の十二か月間の監査サンプルが、以下のように定められます。

既存メンバー数の平方根掛ける 0.6（認証を取得してから五年目で、従って再認証が必要な時は 0.8）（小数点以下切り上げ） 足す新メンバー数の平方根（少数点以下切り上げ） 足すグループ責任者監査

このプロセスは、制度のメンバー数が増えた年は毎年繰り返し行います。制度が大きくならなかつた、もしくは縮小した年では、サンプル計算は一つだけ要求されます。

既存のグループ認証に新メンバーを追加するには：

- 追加する新メンバー数に監査対象となるグループ責任者を加えた平方根
- 追加する事業所の内部監査が、グループ認証への追加に先立ち完了しているものとします。

- グループ責任者は、新事業所の内部監査の証拠を見せなければいけません。グループ範囲の拡大を既存の査察監査と兼ねる場合、既存の監査要求事項に加えるものとします。

A.3.6 一時停止／除外

あるグループメンバーで不適合事項があった場合、グループ認証全体の一時停止に繋がります。グループ責任者には、そのグループメンバーをグループ認証から自主的に除外する選択肢があります。

当該メンバーを復帰させるには、範囲拡大の規則が適用となります。（A.3.5 項「範囲拡大」を参照してください）

付属文書 4： 認証書 – ひな形

以下のひな型を使用するものとします。重要な情報は容易に読みとれるよう、認証書の中央に配置するか、はっきりと目立つようにするものとします。この周囲を、CB が認証書に入れたい特定のロゴ、配色及び更なる情報のために使用しても構いません。

「RSPO サプライチェーン認証システム」バージョン [年、月] に記述された要求事項に従った監査及び署名済み契約書に基づき、[認証機関名] は、下記に掲載の事業所が「RSPO サプライチェーン認証規格」バージョン [年、月] を遵守していることが判明したことを、ここに認証する。これは、「RSPO サプライチェーン認証システム」に記述されているところのサプライチェーンモデルの一つ以上を使って、RSPO 認証アブラヤシ製品加工基準が満たされたことを、保証するものである

認証された企業名 ○△×株式会社.
認証された企業の住所 東京都
 港区丸の内
 4-5-6
 油脂ビルディング

RSPO 番号 (適用可能な場合)

認証された他事業所 (二頁参照) YES / NO

RSPO に登録の親会社 (適用可能な場合) 株式会社○△×

親会社の RSPO 番号 12-3456-000-00

評価範囲

RSPO 認証パーム油及びパーム核油の購入、派生物への加工、及び市場への販売

認証書開始日 年 月 日

認証書終了日 年 月 日

初回認証日 年 月 日

認証書番号 XYZ-123-456-789

サプライチェーンモデル

同一性保持型 (IP)	<input type="checkbox"/>
分離型 (SG)	<input type="checkbox"/>
物量収支型 (MB)	<input type="checkbox"/>

発行者 認証機関

署名権者名 氏名

正式署名 x x x x

[CB 名称] は×年×月×日に RSPO サプライチェーン認証供与を認定されました。

本認証書の所有権は[CB 名称]に引き続き帰属し、契約書に記載の終結の場合、又は上記データの変更若しくは逸脱の場合、取り消しを可能とします。被許諾者は、上記データのいかなる変更も[CB 名称]に直ちに通知することが義務付けられます。署名済み認証書原本のみ有効です。

付属文書 5：サプライチェーン産出高スキーム

A.5.1 同一性保持型 (IP) /分離型 (SG) から物量収支型 (MB) へ的一对一変換

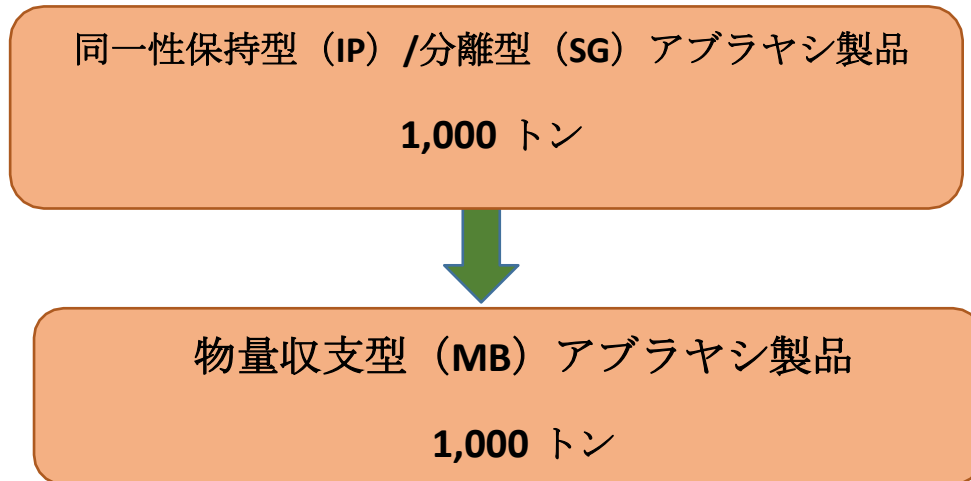


図1 IP/SG から MB へ的一对一転換

A.5.2 パーム油産出高スキーム

下の図にあるパーム油産出高スキームの値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いても構いません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

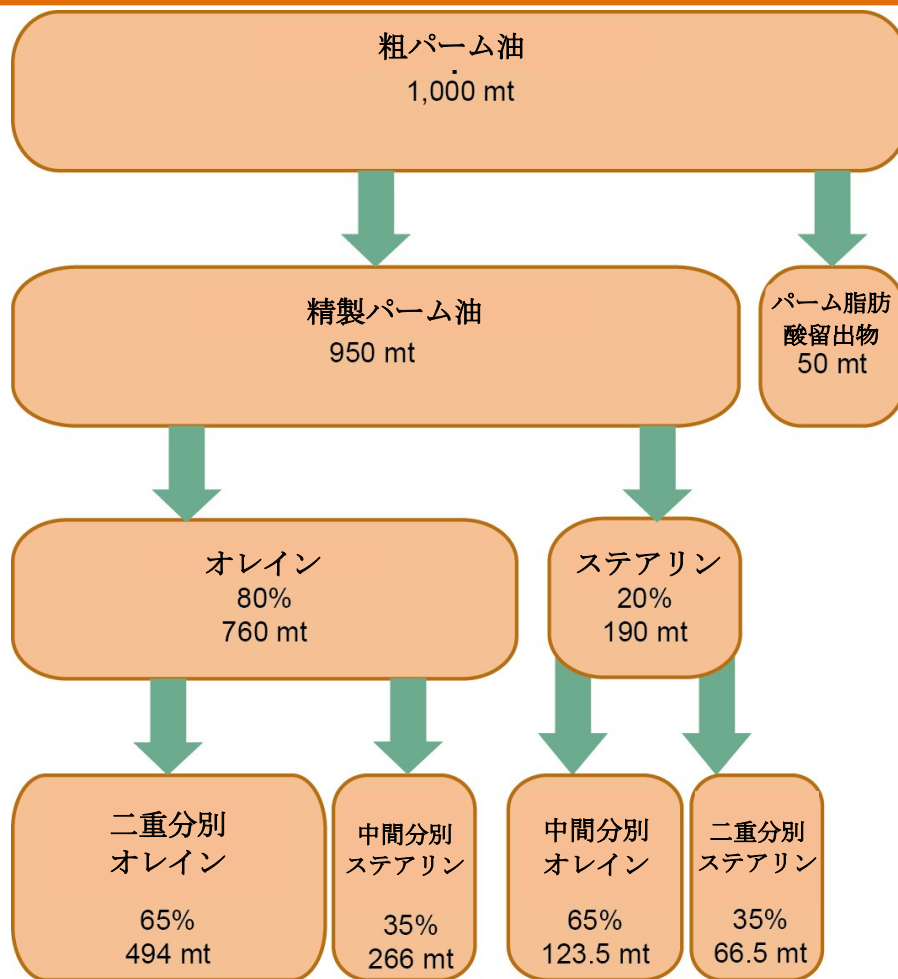


図2 パーム油産出高スキーム

A.5.3 パーム核油産出高スキーム

下の図にあるパーム核油産出高スキームの値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いても構いません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

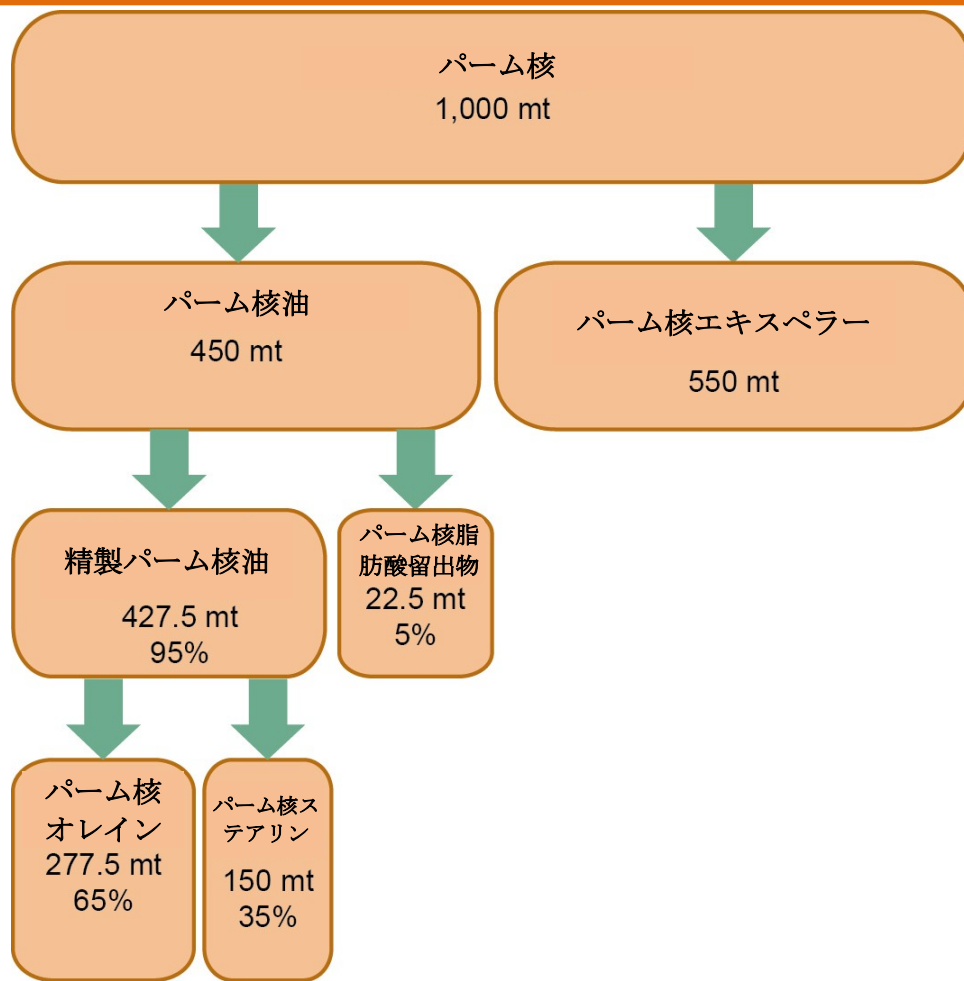


図3 パーム核油産出高スキーム

付属文書 6 : 帳簿ベース主張 (BC) 監査プロセス要求事項

- A.6.1 帳簿ベース主張 (BC) の監査は、資格取得レベルである 500RSPO クレジットが、ある団体により一年間にわたり主張され終わった時点で行われるものとします。主張が移転する場合、資格取得レベルである 500RSPO クレジットが主張の移転先団体に適用されます。
- A.6.2 一旦資格取得レベルである 500RSPO クレジットが主張され終わったら、監査を完了しなかった団体は帳簿ベース主張サプライチェーンモデルに参加できないものとします。
- A.6.3 帳簿ベース主張 (BC) 監査は、リモート監査又は、可能で適切な場合、RSPO サプライチェーン監査若しくはその他往査（食品安全、品質等々）との組み合わせにより実施されるものとします。
- A.6.4 帳簿ベース主張 (BC) 監査は、団体が使用したアブラヤシ製品の量、帳簿ベース主張サプライチェーンモデルで主張された量、及び団体が行った主張を点検するものとします。
- A.6.5 CB 又は監査員は、監査の結果に関する監査報告書を準備するものとします。
- A.6.6 不適合事項が見つかった場合、団体には不適合事項に対処する期間として最大一か月が与えられます。CB は、取られた是正措置及び／又は予防措置の有効性を、提案された是正措置の提出から十四日以内に評価 (Assess) するものとします。不適合事項が最大一か月プラス十四日の時間枠内に満足に対処されない場合、団体は帳簿ベース主張 (BC) サプライチェーンモデルに参加できないものとします。
- A.6.7 監査時に不適合事項が全く見られない場合、又は是正措置計画により指摘された不適合事項への満足いく対処がなされた場合、顧客は帳簿ベース主張 (BC) サプライチェーンモデルへの参加を許諾されるものとします。
- A.6.8 CB は、あらゆる不適合事項が決着してから十四日以内に、RSPOIT プラットフォーム経由で RSPO 事務局に監査報告書を送付するものとします。